

約款 新旧対照表

『ハウジングサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条(サービスの種類・内容)	<p>第2条(サービスの種類・内容)</p> <p>1. ハウジングサービスおよびリモートハウジングサービス(以下、本ハウジング約款およびハウジングサービスのオプションサービスに関する約款において「本基本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。</p> <p>i. ハウジングサービス</p> <p>ハウジングサービスとは、利用者がサーバ設備を当社のデータセンター内に設置して使用するため、利用者に対して当社データセンター内のラックスペースおよびバックボーン・ネットワークとの接続を提供するサービスです(以下、本ハウジング約款において、本サービスを利用して当社のデータセンター内に設置されたサーバ設備を「利用者サーバ設備」といいます)。</p> <p>ii. リモートハウジングサービス</p> <p>リモートハウジングサービスとは、ハウジングサービスのうち、利用者が、利用者サーバ設備を当社データセンター内に立ち入ることなく専ら遠隔操作により使用することを前提として提供するサービスです。</p>	<p>第2条(サービスの種類・内容)</p> <p>1. ハウジングサービスおよびリモートハウジングサービス(以下、併せて「本基本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。</p> <p>i. ハウジングサービス</p> <p>ハウジングサービスとは、利用者がサーバ設備を当社のデータセンター内に設置して使用するため、利用者に対して当社データセンター内のラックスペースおよびバックボーン・ネットワークとの接続を提供するサービスです(以下、本ハウジング約款において、ハウジングサービスを利用して当社のデータセンター内に設置されたサーバ設備を「利用者サーバ設備」といいます)。</p> <p>ii. リモートハウジングサービス</p> <p>リモートハウジングサービスとは、ハウジングサービスのうち、利用者が、利用者サーバ設備を当社データセンター内に立ち入ることなく専ら遠隔操作により使用することを前提として提供するサービスです。</p>	不要な語句の削除および表現の変更を行います。
第20条(申込み)	<p>第20条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者に限り、申込みことができるものとします。</p>	<p>第20条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「ハウジング」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者に限り、申込みことができるものとします。</p>	対象サービスの追加をいたします。
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成26年9月16日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年6月25日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年3月1日より適用されます。</p>	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。